

唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託

プロポーザル実施要領書

令和8年4月

唐津市上下水道局

目次

I	概要	2
1	委託業務名	2
2	本業務の対象施設	2
3	公共施設等の管理者の名称	2
4	本業務の委託範囲	2
5	委託期間	2
6	許認可等の取得に関する事項	2
7	法令等の遵守	2
8	問合せ先	2
II	プロポーザル参加要件等	3
1	参加資格に関する要件	3
2	参加資格の喪失	4
3	プロポーザルに関する留意事項	4
III	プロポーザルに関する手続等	6
1	プロポーザル参加資格確認申請	6
2	プロポーザル参加資格確認申請の審査	6
3	プロポーザル参加資格の確認結果の通知	6
4	説明会の開催及び提案書作成に必要な資料の貸出し	6
5	業務提案書等に係る質問の受付	6
6	質問に対する回答	7
7	関係図書の公開及び入手方法	7
8	業務提案書等の提出	7
9	ヒアリングの実施	8
10	本委託業務に係る提案見積限度額	9
11	申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合の取扱い	9
12	プロポーザルの辞退	9
13	プロポーザル参加に係る申請書類等の作成に関する取扱い	9
IV	受託候補者の選定等	10
1	評価体制	10
2	評価の方法	10
3	受託候補者の選定	10
4	評価基準	10
5	得点化方法	10
6	業務評価点の最低基準点	11
7	評価内容	11
8	総合評価値が最も高い者が2以上いる場合の取扱い	14
9	受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明	15
10	契約保証金の額、納入時期及び返還時期	15

このプロポーザル実施要領書（以下「本書」という。）は、唐津市水道事業（以下「委託者」という。）が発注する唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式の参加者（以下「プロポーザル参加事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。本書は、次の書類と一体をなすものである（本書を含めて、以下「実施要領書等」という。）。

- (1) 公募公告
- (2) 要求水準書
- (3) 性能仕様書
- (4) 契約書（案）
- (5) 金抜き設計書

I 概要

1 委託業務名

唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託

2 本業務の対象施設

維持管理の対象となる施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 取水施設 16箇所
- (2) 浄水施設 19箇所
- (3) 配水・送水施設 112箇所
- (4) 管路を除くその他関連施設
- (5) 末端管路の水質管理
- (6) 工業用水道施設
- (7) 前号に掲げるもののほか、委託者が要請する場所

3 公共施設等の管理者の名称

唐津市水道事業 唐津市長 峰 達郎

4 本業務の委託範囲

本業務の委託範囲は、対象施設の運転管理及び保守点検業務を中心とした維持管理業務であり、別に定める要求水準書及び性能仕様書に従い実施するものとする。

5 委託期間

本業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和9年3月31日までは引継期間とする。

6 許認可等の取得に関する事項

本業務の実施に関し、許認可等の申請・届出は委託者が行うが、書類等の作成に当たって、受託者は委託者を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出については、委託者は受託者を支援する。

7 法令等の遵守

本業務の実施に当たって、水道法（昭和32年法律第177号）その他の関係する法令、条例、規程、基準等を遵守しなければならない。詳細については要求水準書及び性能仕様書を参照のこと。

8 問合せ先

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局施設課上水道係

TEL：0955-72-9213

FAX：0955-72-9301

E-mail：suidou-shisetsu@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ

<http://www.city.karatsu.lg.jp/>

II プロポーザル参加要件等

1 参加資格に関する要件

参加申込期日時点において次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 唐津市競争入札参加資格登録名簿の「役務、保守点検、警備、清掃業務その他の業務に関するもの」の「建物等保守管理」のうち、上水道施設、浄水場施設の運転保守管理等として登録されていること。
- (2) 単独企業体または共同企業体であること。共同企業体の場合は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
 - ア 共同企業体の構成員数は3者までとする。
 - イ 共同企業体の構成員の最小出資比率は30%とする。
 - ウ 構成員の中から代表構成員を決定するものとする。代表構成員は最大の業務履行能力を有する者とし、かつ出資比率は構成員中最大とする。
 - エ 共同企業体の運営方式は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。
 - オ 共同企業体の構成員は、単体事業者又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）により、更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）により、再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 唐津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 代表者及び役員等が次に掲げるいずれかに該当する者でないこと、又は次に掲げる者が経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）をいう。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいう。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 平成28年度以降、処理能力30,000立方メートル/日以上の上水道の用に供する急速ろ過方式の浄水施設運転管理業務委託における履行実績を単独企業体及び共同企業体の

代表企業として2件以上有すること。

(9) 水道施設運転管理業務配置予定者として、次の区分に定める資格者を当該区分に応じ、配置できること。

ア 業務総括責任者

水道浄水施設管理技士（2級以上）の有資格者で、総括の職務にあたり管理能力を有する者を1名

イ 副総括責任者

水道浄水施設管理技士（2級以上）の有資格者で、各業務の責任者としての的確な判断ができる者を2名以上

ウ 主任

水道浄水施設管理技士（3級以上）の有資格者で、業務の専門職として主体的業務を行える者を3名以上

2 参加資格の喪失

プロポーザル参加事業者が委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該参加事業者のプロポーザル参加資格を取り消すものとする。

3 プロポーザルに関する留意事項

(1) 公正なプロポーザルの確保

プロポーザル参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザルの取りやめ等

プロポーザル参加事業者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加事業者を参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。これらの場合においてプロポーザル参加事業者が損害を受けることがあっても、委託者は、その賠償の責を負わない。

(3) 使用言語、単位等

プロポーザルの参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 著作権

プロポーザル参加事業者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加事業者に帰属する。ただし、公表、展示その他委託者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、委託者は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、プロポーザル参加事業者の技術・商業上のノウハウは、公表しない。

イ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザル参加資格確認申請書又は業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して参加資格を取り消すことができる。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づい

て保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行ったプロポーザル参加事業者が負う。

(6) 提供資料の取扱い

委託者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。

また、本業務に係る検討の範囲内であっても、委託者から文書による了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(7) その他

ア 本業務のプロポーザルについては、次の条例等（本市ホームページに掲載）を熟知のうえ、参加すること。

(ア) 唐津市水道事業給水条例（平成17年条例第266号）

(イ) 唐津市水道事業給水条例施行規程（平成17年企業管理規程第12号）

(ウ) 唐津市工業用水道事業給水条例（平成17年条例第274号）

(エ) 唐津市工業用水道事業給水条例施行規程（平成17年企業管理規程第20号）

イ 委託者は、実施説明書等に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項が生じた場合には、本市ホームページを通じてプロポーザル参加事業者に通知する。

また、公募公告以降、実施説明書等を補完又は修正する追加資料を委託者が公表した場合は、当該追加資料が実施説明書等の記載内容に優先するものとする。

なお、追加資料の公表は、本市ホームページで行う。

Ⅲ プロポーザルに関する手続等

1 プロポーザル参加資格確認申請

プロポーザルへの参加希望者は、参加資格確認申請書一式を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加確認申請書（第1号様式）

（ただし、共同企業体の場合は、唐津市建設工事に伴う業務委託共同企業体取扱要綱（平成27年告示第236号）第9条第1項で定める書類に準ずる。）

イ 商業登記履歴事項証明書（公告日以降に交付されたもの）

ウ 定款（最新のもの）

エ 直近3年分の会社法（平成17年法律第86号）に規定される計算書類及び事業報告

オ 会社概要（最新のもの（パンフレットも可））

カ 水道施設運転管理業務受託実績一覧（別紙）

(2) 提出方法

ア 郵便（書留又は簡易書留）によることとし、持参、電子メール及びファクシミリによる提出は認めない。

イ 封筒の表書きに「唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託プロポーザル参加資格確認申請書在中」と記載すること。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

(4) 提出場所

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局施設課上水道係

2 プロポーザル参加資格確認申請の審査

応募者のプロポーザル参加資格の確認を行うため、審査を実施する。

3 プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年6月5日（金）

4 説明会の開催及び提案書作成に必要な資料の貸出し

参加資格審査の結果、プロポーザル参加事業者に対して日時を指定し、説明会を開催する。

また、説明会当日、業務提案書及び業務提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の貸出しを行う。

なお、指定日時以外には、資料の貸出しを行わないものとする。

(1) 開催日時 令和8年6月12日（金）午前10時から午後0時まで

(2) 開催場所 唐津市役所本庁舎5階502会議室

(3) 参加人数 1事業者当たり2名以内

(4) 貸出期間 令和8年6月12日（金）からヒアリング実施日まで

5 業務提案書等に係る質問の受付

業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、提出すること。

(1) 提出場所

唐津市上下水道局施設課上水道係

TEL 0955-72-9213

E-mail suidou-shisetsu@city.karatsu.lg.jp

(2) 提出方法

任意の様式により電子メールにて提出し、件名は、次のとおりとする。なお、送信確認として電話連絡すること。

【参加事業者名】唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託（質問書）

(3) 受付期限

令和8年6月26日（金）午後5時（必着）

6 質問に対する回答

提出された質問は、令和8年7月2日（木）午後5時までに、質問者を匿名化し、参加事業者全員へ電子メールにて回答する。

7 関係図書の公開及び入手方法

令和8年5月1日（金）から本市ホームページ（<http://www.city.karatsu.lg.jp/>）でダウンロードすること。

8 業務提案書等の提出

プロポーザル参加資格の確認において、当該参加資格があると認められる場合は、プロポーザル参加事業者は次とおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務提案書（第2号様式）

イ 提案見積書（第3号様式）

(2) 提出方法

ア 業務提案書は、提出部数ごとに綴り、書留又は簡易書留のいずれかの方法により上下水道局施設課へ提出すること。持参及びファクシミリによる方法は認めない。

イ 提出された書類の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 提出場所

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局施設課上水道係

(4) 提出期間

令和8年6月8日（月）午前8時30分から令和8年7月31日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出部数

提出部数については、次のとおりとする。

ア 正本 1部

イ 副本 7部

(6) 提出書類の作成方法

提出書類の作成に当たっては、委託者から特別な指示がない限り、次項の業務提案書作成上の留意事項を参照のうえ、次の点に留意すること。

ア 使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

イ 原則として横書きで記載すること。

ウ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

(7) 業務提案書作成上の留意事項

業務提案書の作成に当たっては、次の事項に留意し、作成すること。

ア 作成上の留意事項

(ア) 業務提案書は第2号様式（別紙を含む。）を使用し、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとすること。

(イ) フォントは、原則としてMS明朝体10.5ポイントで統一すること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。

(ウ) 業務提案書ごとに、各ページの下中央に通し番号を付すること。

(エ) 図表等を使用する場合、「A3版」を使用するときは、折り綴じ、業務提案書に記載する参加番号を必ず記入すること。

(オ) 業務提案書には、ロゴマークの使用を含め、会社名が分かるような記述は避けること。（ただし、イ記載事項(カ)で定める契約書、仕様書等の写し又は履行証明書を除く。）

(カ) 詳細評価項目ごとに、5枚以内にまとめること。

(キ) 提出の際は、詳細評価項目の順に綴じること。

(ク) 業務提案書は、ヒアリングの際に内容確認を行うことがある。

(ケ) 業務提案書は、確実に実現できる範囲で記載すること。

イ 記載事項

(ア) 業務提案書（別紙を含む。）の「参加番号」欄には、プロポーザル参加資格結果通知書に記載されている参加番号を記載すること。

(イ) 経営比率計算書（別紙2）は、直近の決算の内容で算出すること。

(ウ) 詳細評価項目別業務提案書（別紙3）の「評価項目」欄には、評価基準の「評価項目」を記載すること。

(エ) 詳細評価項目別業務提案書の「詳細評価項目」欄には、評価基準の「詳細評価項目」を記載すること。

(オ) 業務提案に当たっては、評価基準の詳細評価項目ごとに、評価内容について詳細に記載すること。

(カ) 詳細評価項目「会社体制」のうち、受託実績については、水道施設運転管理業務受託実績一覧（別紙4）に記載するとともに、受託実績内容が確認できる部分の契約書、仕様書等の写しを添付すること。ただし、受託実績については、最大15件までとする。

(キ) 詳細評価項目の評価内容において、配置人員など体制を求める提案については、任意様式によるフロー図についても可とする。

9 ヒアリングの実施

プロポーザル参加事業者に対し業務提案書の内容について、ヒアリングを実施するものとし、日程は別途通知する。

10 本委託業務に係る提案見積限度額

金 3, 238, 150, 000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）

この金額は、5年間の提案見積限度額とし、契約時の予定価格を示すものではない。

また、提案見積額がこの限度額を超える場合、失格とする。

11 申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合の取扱い

プロポーザル参加資格確認申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合であっても、原則として当該プロポーザルは実施し、審査・評価を行う。

12 プロポーザルの辞退

(1) プロポーザル参加資格者は、受託候補者が決定するまでの間、いつでもプロポーザルを辞退することができる。

(2) プロポーザルを辞退する者は、プロポーザル辞退届を持参又は郵送若しくはファクシミリにより提出すること。

13 プロポーザル参加に係る申請書類等の作成に関する取扱い

(1) プロポーザルへの参加等の際に必要となる書類の作成に要する費用は、申込みをした者の負担とする。

(2) 業務提案書、提案見積書及び積算内訳書（以下「業務提案書等」という。）の提出後から受託候補者の決定までの間、業務提案書等に記載された内容の変更は認めない。

(3) 提出された業務提案書等は、返却しないものとする。

IV 受託候補者の選定等

1 評価体制

唐津市水道事業等包括的委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を実施する。

2 評価の方法

評価は、参加事業者が提出した提案書に基づき算出する業務評価点と提案見積額（消費税及び地方消費税を除いた額をいう。以下同じ。）により算出する価格評価点との合計点数（以下「総合評価値」という。）により行うものとする。

総合評価値＝業務評価点＋価格評価点

3 受託候補者の選定

受託候補者は、次に掲げるすべての要件を満たすプロポーザル参加事業者のうち、総合評価値が最も高い者とする。

- (1) 提案見積額が提案見積限度額の範囲内にあること。
- (2) 業務評価点が最低基準点以上であること。

4 評価基準

評価項目	詳細評価項目	配点	小計
会社概要	財務状況	5	10
	基本理念	2	
	受託実績（水道事業に限る。）	3	
業務実施体制、人材育成及び地域貢献	業務実施体制	7	15
	人材育成	5	
	地域貢献	3	
委託業務	運転操作監視業務の体制及び実施方法	15	45
	保全管理業務の体制及び実施方法	12	
	その他技術業務の体制及び実施方法	10	
	事務業務の体制及び実施方法	8	
個人情報保護及び危機管理体制	危機管理体制	10	10
提案見積額	提案見積額	20	20
合計			100

5 得点化方法

(1) 業務評価点における得点化方法

業務評価点は、選定委員会が評価基準に従い、評価項目ごとに評価する得点の合計をもって充てるものとする。

各評価項目については、次表に定める5段階評価による得点化方法により得点を付する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	良い	配点×1.0
B	少し良い	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	少し悪い	配点×0.4
E	悪い	配点×0.2

(2) 価格評価点における得点化方法

価格評価点＝ $[0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}] \times 価格配点$
 なお、 $[0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}]$ の値が、負の値となるときは「0」とし、1を超えるときは「1」とする。

※小数点第2位以下を四捨五入する。

6 業務評価点の最低基準点

業務評価点の最低基準点は、選定委員会において事前に決定する。

7 評価内容

(1) 会社概要

ア 財務状況（配点5点）

会社の規模及び経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるか、次の点に留意し、その内容について評価する。

- (ア) 資本金
- (イ) 自己資本比率
- (ウ) 流動比率
- (エ) 固定比率

イ 基本理念（配点2点）

本業務を実施するにあたって、水道事業全般に対する理解度、取組方など企業の基本的な考え方、基本理念について評価する。

また、本業務のニーズに合った独自のサービス又は先進的な技術及びサービスの提供についても評価する。

ウ 受託実績（配点3点）

参加要件規模を満たす施設での受託件数及び第三者委託又は包括的委託の受託実績についても評価する。

(2) 業務実施体制、人材育成及び地域貢献

ア 業務実施体制（配点7点）

本業務を実施するにあたって、必要な人数及び配置予定者の資格等について評価する。

(ア) 人員配置計画（人数・雇用形態）

配置人数について評価するとともに、雇用形態についても評価する。

雇用形態については、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者の人数について評価する。この場合において、在籍出向者、派遣職員及び業務期間内での短期雇用は、直接

的かつ恒常的な雇用関係を有しないものとする。

(イ) 配置予定者の資格、経験等

参加要件で求めている資格者の配置のほか、配置予定者について本業務を履行するうえで効果的な資格保有者及び実務経験者の配置計画であるかについて評価する。

なお、資格については、建設業法、技術士法、建築士法、電気事業法、水道法の規定によるもののほか、公益社団法人日本水道協会が認定又は登録されたものその他本業務を履行するうえで必要なものを対象とする。

イ 人材育成（配点5点）

従事者に対する教育・訓練に関する考え方、体制及び計画について評価する。

(ア) 従事者の教育・訓練及び技術向上についての考え方

(イ) 教育研修の実施内容、研修体制、研修計画

(ウ) 訓練の実施内容、訓練体制、訓練計画

ウ 地域貢献（配点3点）

地域貢献に関し次の点に留意し、その内容について評価する。

(ア) 過去の受託業務における地域貢献

(イ) 本市への貢献の提案

(ウ) 本業務を受託した場合の地元雇用（市内在住者及び雇用後市内在住を前提とする者の雇用）及び本業務の従事経験者の雇用

(3) 委託業務

ア 運転操作監視業務の体制及び実施方法（配点15点）

運転操作監視業務の体制及び具体的な実施方法について評価する。

なお、運転操作監視業務とは、主に監視室等における業務で、水量管理、水質管理、機器の運転管理及び異常時対応であり、運転操作監視業務に必要な巡回、水質検査を含むものとする。

(ア) 運転操作監視業務体制

要求水準書第17条第1号に規定する運転操作監視業務を実施するうえで、的確に業務を実施できる体制であるかについて評価する。

また、ヒューマンエラー防止策等、独自の創意工夫についても評価する。

(イ) 運転操作監視業務の実施方法

水量管理、水質管理、機器の運転管理の具体的な実施方法について評価する。

なお、次の点に留意し提案すること。

a 電気使用量などコスト低減を図った安定的な運用管理を行う為の手法

b 機器異常の徴候を早期に発見し必要な措置を行う為の手法

c 水質異常時の臨時水質検査(運転管理上必要なもの)、緊急対応、事後処理の手法
臭気の異常をより確実に把握する手法、粉末活性炭の低減を図るための手法

その他処理対象物（油脂類・農薬類）についても評価する。

イ 保全管理業務の体制及び実施方法（配点12点）

保全管理業務の体制及び具体的な実施方法について評価する。

なお、保全管理業務とは、事故等を未然に防止するとともに、機器の機能維持及び延命化を図るため、日常及び定期的に行う保守点検・整備の業務及び突発的に発生した設備

等の故障・不良・破損を修繕する業務である。なお、設備機器等に異常を発見したときは、委託者に報告するとともに、原因を調査し適切に対処するものとする。

(ア) 保全管理業務体制

機械・電気設備の保全管理業務を実施する上で、それぞれの設備に対する日常及び定期点検を確実に実施できる業務体制であるかについて評価する。

(イ) 日常点検及び定期点検の実施方法

日常点検、定期点検の具体的な実施方法について評価する。

なお、次の点に留意し提案すること。

- a 日常点検とは、運転状態において、機器及び設備の異常の有無、徴候を見つけるため、原則として毎日行う点検、主として目視、触感及び確認による点検、簡易な補修及び調整、並びに清掃、記録等の作業である。
- b 定期点検とは、機器及び設備の機能維持のため、1週、1月、半年、1年等の期間を定めて行う点検、主として、測定、調整、オイル交換、給脂、分解清掃、簡易な補修及び記録等の作業である。
- c 自ら実施している急速ろ過方式の浄水施設における日常点検・定期点検の点検表及び点検手順書一式を別途添付すること。

ウ その他技術業務の体制及び実施方法（配点10点）

その他技術業務の体制及び具体的な実施方法について評価する。

なお、その他技術業務とは、専門技術を有する業者に発注する点検等の設計図書の作成・工程調整・管理及び立会業務、緊急時の対応業務、調達薬品の受入業務及びその他技術的に必要な業務である。

(ア) その他技術業務体制

その他技術業務を確実に実施できる業務体制であるかについて評価する。

(イ) その他技術業務の具体的な実施方法

その他技術業務の具体的な実施方法について評価する。

なお、次の点に留意して提案すること。

- a 委託者が別に発注する点検等の工程調整、立会などの業務手法
- b 受託者自らが専門事業者へ発注する外注委託及び修繕工事業務に関し、設計図書（設計書・図面・仕様書等）の作成業務、管理監督、検査等の業務手法
- c 緊急時の対応（応援要員による現場作業、緊急時の待機、清掃、後作業などを含む全般業務）の手法
- d 薬品等の受入れ業務手法
- e 各種の作業要領、操作マニュアル、手順書等の作成及び見直し手法
- f 物品調達に関わる資料の作成手法
- g その他必要な業務手法

エ 事務業務の体制及び実施方法（配点8点）

事務業務の体制及び具体的な実施方法について評価する。

なお、事務業務とは、浄水場等の運転管理業務を包括委託する上で必要とされる事務上の業務で、物品（浄水処理用薬品、試験用薬品、インターネット・電話等の通信、電力、燃料など）の調達及び管理、消耗品・備品等の調達及び管理、専門の技術を要する

事業者への発注業務、各種月間及び年間計画書の作成、業務上発生する文書・記録の整理及び保管、事務所における当然必要な簡易な作業である。

(ア) 事務業務体制

事務業務を確実に実施できる業務体制であるかについて評価する。

(イ) 事務業務の実施方法

事務業務の具体的な実施方法について評価する。

なお、次の点に留意して提案すること。

- a 委託者との業務打合せ、報告の手法
- b 物品の調達（契約までの手法等を含む）及び管理の手法
- c 消耗品・備品等の調達及び管理の手法
- d 業務計画書・年間業務計画書・月間業務計画書の作成の手法
- e 月間及び年間の履行報告書の作成の手法
- f 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理等の作業の手法
- g 施設内の日常的な清掃、整理、整頓等の簡易な作業の手法
- h 専門事業者への発注・契約（契約までの手法等を含む）業務の手法

(ウ) インセンティブとペナルティの考え方及び実施方法

薬品、電力などの費用削減によるインセンティブ及びこれらの浪費によるペナルティの考え方及び手法について評価する。

(4) 個人情報保護及び危機管理体制

ア 危機管理体制（配点10点）

災害、事故等に対する危機管理の考え方、対応体制、対応方法等について評価する。

(ア) 故障、水質事故、災害（地震・風水害等）等に対する危機管理に関する考え方と対応体制

深刻な事故又は被害が発生した場合における対応体制が、円滑で的確なものであるかについて評価する。

(イ) 設備故障、水質事故発生など個別事象における具体的な対応方法

未然防止策、処置手順、被害を最小限にとどめるための手法等について評価する。

なお、要求水準書第9条に規定する緊急時対応マニュアルが作成され、添付可能な場合、添付すること。

(5) 提案見積額

提案見積額（配点20点）

提案見積額は、当該評価基準の価格評価点における得点化の方法により得点を付与する。

8 総合評価値が最も高い者が2以上いる場合の取扱い

総合評価値が最も高いプロポーザル参加事業者が2者以上いるときは、次の項目を順に判定して選定を行う。

- (1) 業務評価点が高い者
- (2) 委託業務に関する評価点が高い者
- (3) 提案見積額が低い者

9 受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

受託候補者の選定結果を受理した日の翌日から起算して3日以内（唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）に受託候補者と選定されなかったプロポーザル参加事業者から請求があったときは、当該請求者が受託候補者とされなかった理由を、当該請求を行ったプロポーザル参加事業者に書面により通知するものとする。

10 契約保証金の額、納入時期及び返還時期

(1) 契約保証金の額

ア 契約金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上に相当する金額とする。

イ 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(ア) 当該契約について、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合

(イ) 当該締結予定の契約の締結を行う日前2年間に当該締結予定の契約と種類及び規模を同じくする契約を市又は国（公社、公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、当該締結予定の契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 市長が特に保証金の免除を必要と認めた場合

ウ プロポーザル保証金の納付は、国債、地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(2) 契約保証金の納入時期

契約保証金は、契約と同時に納入すること。

(3) 契約保証金の返還時期

契約保証金は、契約を履行した後、これを返還する。

第 1 号様式

プロポーザル参加資格確認申請書

年 月 日

唐津市水道事業

唐津市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

令和 8 年 5 月 1 日付け唐津市企業管理公告第 7 号にて公告があった唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託へのプロポーザルに参加を希望しますので、次の書類を添えて申請します。

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添付資料

- 1 商業登記履歴事項証明書（公告日以降に交付されたもの）
- 2 定款（最新のもの）
- 3 直近 3 年分の会社法に規定される計算書類及び事業報告
- 4 会社概要（最新のもの（パンフレットも可））
- 5 水道施設運転管理業務受託実績一覧（別紙）

別紙

水道施設運転管理業務受託実績一覧

1	契約名			
	受託期間	年 月から 年 月まで	契約相手方	
	処理方式	高度処理・急速・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日
2	契約名			
	受託期間	年 月から 年 月まで	契約相手方	
	処理方式	高度処理・急速・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日
3	契約名			
	受託期間	年 月から 年 月まで	契約相手方	
	処理方式	高度処理・急速・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日
4	契約名			
	受託期間	年 月から 年 月まで	契約相手方	
	処理方式	高度処理・急速・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日
5	契約名			
	受託期間	年 月から 年 月まで	契約相手方	
	処理方式	高度処理・急速・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日

備考

- 1 参加要件を満たす受託実績を記入すること。
- 2 受託実績の内容が確認できる部分の契約書、仕様書等の写しを添付すること。

第2号様式

業務提案書

年 月 日

唐津市水道事業

唐津市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

令和8年5月1日付け唐津市企業管理公告第7号にて公告があった唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託に係る業務提案書を提出します。

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 参加番号

2 添付書類

- (1) 業務提案書鑑（別紙1）
- (2) 経営比率計算書（別紙2）
- (3) 詳細評価項目別業務提案書（別紙3）
- (4) 水道施設運転管理業務受託実績一覧（別紙4）
- (5) 自ら実施している急速ろ過方式の浄水施設における日常点検・定期点検の点検表及び点検手順書一式

別紙 1

唐津市久里浄水場等運転維持管理業務包括的委託
業務提案書

参加番号	
------	--

※ 「参加番号」欄には、プロポーザル参加資格結果通知書に記載されている参加番号を記入すること。

別紙 2

経営比率計算書

			参加番号	
自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	_____ × 100		%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	_____ × 100		%
固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	_____ × 100		%

※ 直近の決算の内容で算出してください。

※ 比率は、小数点第2位（小数点第3位以下を切捨て）まで記載してください。

別紙 3

詳細評価項目別業務提案書

参加番号	
評価項目：	
詳細評価項目：	

別紙 4

水道施設運転管理業務受託実績一覧

			参加番号	
1	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	契約種別	第三者・包括・部分
処理方式	高度処理・急速・緩速・膜・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日	
2	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	契約種別	第三者・包括・部分
処理方式	高度処理・急速・緩速・膜・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日	
3	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	契約種別	第三者・包括・部分
処理方式	高度処理・急速・緩速・膜・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日	
4	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	契約種別	第三者・包括・部分
処理方式	高度処理・急速・緩速・膜・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日	
5	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	契約種別	第三者・包括・部分
処理方式	高度処理・急速・緩速・膜・ その他 ()	浄水能力	m ³ /日	

備考

- 1 参加要件を満たす受託実績を記入すること。
- 2 受託実績内容が確認できる部分の契約書、仕様書等の写しを添付すること。
- 3 契約実績が5件を超える場合は、本様式を複数枚作成し、それぞれ右上に通し番号を付すること。ただし、最大15件までとする。

第3号様式

提案見積書

事業者名

項目	科目	科目別費用		備考
		年額（円）	5年間（円）	
業務原価	運転操作監視業務費			
	保全管理業務費			
	その他技術業務費			
	事務業務費			
	直接経費（率計算）			
	直接経費（積上積算）			
	技術経費			
	間接業務費			
	直接業務費計			
諸経費	一般管理費			
外注委託費等	外注委託費			
	修繕工事業務			
	物品調達（薬品）			
	物品調達（通信）			
	物品調達（電力）			
	外注委託費等計			
	合計			

備考

- 1 別途配布の設計書を参考に見積もること。
- 2 「科目別費用」は、消費税相当額及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。